

1枚目

令和5年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない

(印)

扶

記載のしかたはこちら



ここをこ

月	給与の支払者の名称(氏名)	加賀種食品工業株式会社	(フリガナ)	あなたの氏名	あなたの生年月日	明・大・昭 年 月 日	世帯主の氏名	あなたの個人番号	あなたの住所(郵便番号)	配偶者の有無	有・無
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号										
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	金沢市春日町8番8号		あなたの住所又は居所							

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	令和5年中の所得の見積額	非居住者である親族	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除対象配偶者(注1)						生計を一にする専業主婦		(該当する場合)
1			明・大・昭・平			☐ 16歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以下		
2			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
3			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
4			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
5			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
6			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
7			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
8			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
9			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
10			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
11			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
12			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
13			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
14			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
15			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
16			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
17			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
18			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
19			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
20			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
21			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
22			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
23			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
24			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
25			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
26			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
27			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
28			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
29			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
30			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
31			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
32			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
33			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
34			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
35			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
36			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
37			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
38			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
39			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
40			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
41			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
42			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
43			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
44			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
45			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
46			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
47			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
48			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
49			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
50			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
51			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
52			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
53			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
54			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
55			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
56			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
57			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
58			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
59			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
60			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
61			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
62			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
63			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
64			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
65			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
66			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
67			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
68			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
69			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
70			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
71			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
72			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
73			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
74			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
75			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
76			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
77			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
78			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
79			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
80			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
81			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
82			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
83			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
84			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
85			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
86			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
87			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
88			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
89			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
90			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
91			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
92			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
93			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
94			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
95			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
96			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
97			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
98			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		
99			明・大・昭・平			☐ 特定扶養親族		
100			明・大・昭・平			☐ 同居老親等 ☐ その他		

2023(R5)/1~12月の
年収を必ず確認して下さい
以下の金額を超える場合は扶養にはなりません

扶養家族にできる子ども・両親・祖父母の収入

給与(バイト/パート含む)のみ収入	103万まで
給与(バイト/パート含む)+年金収入	103万まで
年金のみ収入	65歳以上
年金のみ収入	65歳未満

※ 配偶者については藤崎に問い合わせてください。

昨年の年末調整で提出してから、今年、変更があった方は
変更のところを二重線で正しいものに訂正して下さい。

(例) 住所が変わった。子どもが就職して、扶養から外れた。
妻が退職して、扶養についた。 .. など

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平20.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国扶養親族(該当する場合は○印を付けてください。)	令和5年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由	※「令和5年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。
1				平・令			円		
2				平・令			円		
退職手当等を有する配偶者・扶養親族	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族(該当する項目にチェックを付けてください。)	令和5年中の所得の見積額(※)	障害者区分	異動月日及び事由
				明・大・昭・平・令		☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 障害者	円	☐ 一般 ☐ 特別	寡婦又はひとり親 ☐ 寡婦 ☐ ひとり親

このハンコは別に押さなくて結構です



(基·配·所)

ここは全員記入して下さい

ご自身の年収が2,595万以下の方は、
区分Ⅰに「A」を記入して下さい。

850万以上になりそうな方は藤崎に申し出て、記入方法の指示を受けて下さい。

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

配偶者の収入が201.6万未満の方が記入対象です

配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

「印」にハンコを必ず押して下さい。

区分Ⅰ	配偶者の今年の1月～12月の年収が 201.6万未満 の方は、 配偶者の名前・生年月日・年収を記入して下さい。 マイナンバーは記入しないで下さい。										印の金額)	
											130万円超 133万円以下	
											3万円	
											2万円	
摘要	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円
配偶者控除		配偶者特別控除										

配偶者控除の額	円
配偶者特別控除の額	円

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

令和5年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名 称 (氏 名)	金 沢 市 春 日 町 8 番 8 号	(フリガナ)	
	給与の支払者の 法 人 番 号	加賀種食品工業株式会社	あなたの氏名	
	給与の支払者の 所 在 地 (住 所)	代表取締役社長 日根野 逸平	このハンコは別に押さなくて結構です	
税務署長				ハンコは → 不要

記載のしかたはこちら



(保

	保険会社等の名称		保険等の種類	保険期間又は年金支払期	保険等の契約者の氏名		保険金等の受取人		新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認
	氏名	あなたの続柄		(a)	円						
生命保険料控除	一般										
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額 A 円										
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 B 円										
	(a)の金額の合計額 C 円										
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額 D 円										
介護医療保険料控除	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 E 円										
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額 F 円										
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 G 円										
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額 H 円										
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 I 円										
計算式Ⅰ（新保険料等用）※ 計算式Ⅱ（旧保険料等用）※											
A、C又はDの金額 控除額の計算式 B又はEの金額 控除額の計算式											
20,000円以下 A、C又はDの全額 25,000円以下 B又はEの全額											
20,001円から40,000円まで (A、C又はD) × 1/2 + 10,000円 25,001円から50,000円まで (B又はE) × 1/2 + 12,500円											
40,001円から80,000円まで (A、C又はD) × 1/4 + 20,000円 50,001円から100,000円まで (B又はE) × 1/4 + 25,000円											
80,001円以上 一律に40,000円 100,001円以上 一律に50,000円											

保険会社等の名称		保険等の種類(目的)	保険期間	保険契約者の氏名の氏名	地震保険料又は旧長期損害保険料分	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認
氏名	あなたの続柄	氏名	あなたの続柄	氏名	あなたの続柄	氏名	あなたの続柄
(a)のうち地震保険料の金額の合計額 (b)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(c)のうち地震保険料の金額の合計額 (d)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(e)のうち地震保険料の金額の合計額 (f)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(g)のうち地震保険料の金額の合計額 (h)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(i)のうち地震保険料の金額の合計額 (j)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(k)のうち地震保険料の金額の合計額 (l)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(m)のうち地震保険料の金額の合計額 (n)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(o)のうち地震保険料の金額の合計額 (p)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(q)のうち地震保険料の金額の合計額 (r)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(s)のうち地震保険料の金額の合計額 (t)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(u)のうち地震保険料の金額の合計額 (v)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(w)のうち地震保険料の金額の合計額 (x)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(y)のうち地震保険料の金額の合計額 (z)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(aa)のうち地震保険料の金額の合計額 (ab)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(ac)のうち地震保険料の金額の合計額 (ad)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(ae)のうち地震保険料の金額の合計額 (af)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(ag)のうち地震保険料の金額の合計額 (ah)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(ai)のうち地震保険料の金額の合計額 (aj)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(ak)のうち地震保険料の金額の合計額 (al)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(am)のうち地震保険料の金額の合計額 (an)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(ao)のうち地震保険料の金額の合計額 (ap)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(aq)のうち地震保険料の金額の合計額 (ar)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(as)のうち地震保険料の金額の合計額 (at)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(au)のうち地震保険料の金額の合計額 (av)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(aw)のうち地震保険料の金額の合計額 (ax)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(ay)のうち地震保険料の金額の合計額 (az)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(ba)のうち地震保険料の金額の合計額 (bb)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(bc)のうち地震保険料の金額の合計額 (bd)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(be)のうち地震保険料の金額の合計額 (bf)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(bg)のうち地震保険料の金額の合計額 (bh)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(bi)のうち地震保険料の金額の合計額 (bj)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(bk)のうち地震保険料の金額の合計額 (bl)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(bm)のうち地震保険料の金額の合計額 (bn)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(bo)のうち地震保険料の金額の合計額 (bp)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(bq)のうち地震保険料の金額の合計額 (br)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(bs)のうち地震保険料の金額の合計額 (bt)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(bu)のうち地震保険料の金額の合計額 (bv)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(bw)のうち地震保険料の金額の合計額 (bx)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(by)のうち地震保険料の金額の合計額 (bz)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(ca)のうち地震保険料の金額の合計額 (cb)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(cc)のうち地震保険料の金額の合計額 (cd)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(ce)のうち地震保険料の金額の合計額 (cf)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(cg)のうち地震保険料の金額の合計額 (ch)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(ci)のうち地震保険料の金額の合計額 (cj)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(ck)のうち地震保険料の金額の合計額 (cl)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(cm)のうち地震保険料の金額の合計額 (cn)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(co)のうち地震保険料の金額の合計額 (cp)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(cq)のうち地震保険料の金額の合計額 (cr)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(cs)のうち地震保険料の金額の合計額 (ct)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(cu)のうち地震保険料の金額の合計額 (cv)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(cw)のうち地震保険料の金額の合計額 (cx)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(cy)のうち地震保険料の金額の合計額 (cz)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(da)のうち地震保険料の金額の合計額 (db)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(dc)のうち地震保険料の金額の合計額 (dd)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(de)のうち地震保険料の金額の合計額 (df)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							
(dg)のうち地震保険料の金額の合計額 (dh)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

4枚目

令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない



所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	金沢市春日町8番8号	(フリガナ)	あなたの氏名	あなたの生年月日	明・大・昭 平・令	年
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	加賀種食品工業株式会社	あなたの個人番号	あなたの住所又は居所	世帯主の氏名		
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	代表取締役社長 田根野 逸平	あなたの住所又は居所	(郵便番号)	あなたの続柄		
					配偶の有無	有・無	

印にハンコを必ず押して下さい。

シャチハタOK



あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

マイナンバーはご自身・扶養家族とも記入しないで下さい	和6年中の得の見積額	非居住者である親族	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除対象配偶者(注1)		生計を一にする事実(該当する場合は○印を付けてください。)		(令和6年中に異動があった場合に記載してください。以下同じです。)

この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。この申告書は、給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提示は、裏面の「1 申告についてのご注意」等をお読みください。

主たる給与から控除	来年(2024年:R6)の1月の給与を受取る時点の内容を記入して下さい。	16歳以上30歳未満又は70歳以上	16歳以上30歳未満又は70歳以上	16歳以上30歳未満又は70歳以上
A		円	円	円
B		円	円	円

来年の年収の予想を、必ず書いてください

生年月日が2009年(H21)/1/1以前と2009(H21)年/1/2以降とで記入するところが変わります。

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	障害者	区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	寡婦	ひとり親	勤労学生
		一般の障害者				(人)			
		特別障害者				(人)			
		同居特別障害者				(人)			

他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたの続柄	生年月日	異動月日及び事由
			明・大・昭 平・令	
			明・大・昭 平・令	

「寡婦」と「ひとり親」の方はレ点を打って下さい。条件については、藤崎に問い合わせてください

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に

16歳未満の扶養親族(平21.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	令	令	令	令	令	令	令
退職手当等を有する配偶者・扶養親族	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族(該当する項目にチェックを付けてください。)	令和6年中の所得の見積額(※)	障害者区分	異動月日及び事由
				明・大・昭 平・令		☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 障害者	円	☐ 一般 ☐ 特別	

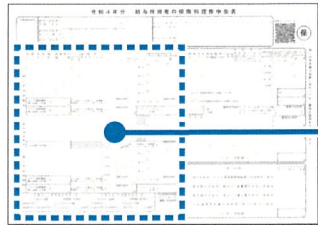
※「令和6年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。

寡婦又はひとり親
☐ 寡婦
☐ ひとり親

保険料控除申告書の記入方法

1～6に従って
申告書にご記入ください。

給与所得者の保険料控除申告書



申告書の記載手順

1～5は 一般の生命保険料 介護医療保険料 個人年金保険料 ごとに同じ手順を繰り返す ▶ 6を記入する
一般の生命保険料 介護医療保険料 個人年金保険料 の区分ごと、「旧制度」「新制度」ごとに転記する

一般の生命保険料の欄番号を例として記載

1 契約の基本情報を記入する

「保険会社名」「保険種類」「保険期間」「契約者」を転記し、「受取人」「続柄」を記入する

※ 個人年金保険料(年金)については「保険期間」に代えて「年金支払期間」を転記し、「支払開始日」欄に「年金支払開始日」を転記する

※ 「受取人」は保険証券・生涯設計レポートでご確認ください

2 支払った保険料を記入する

「新旧区分」、「申告額」を転記する

※ 一般の生命保険料(一般)は 一般の生命保険料 欄へ、
介護医療保険料(介護医療)は 介護医療保険料 欄へ、
個人年金保険料(年金)は 個人年金保険料 欄へ、それぞれ転記する

※ 「介護医療保険料」は、「新制度」のみなので、「区分」の記入は不要です

3 支払った保険料を「新旧区分」ごとに合計する

- 「新制度」の金額を合計し、A欄へ記入する
- 「旧制度」の金額を合計し、B欄へ記入する

4 保険料控除額を計算する

- A欄の金額を「計算式Ⅰ(新保険料等用)」で計算し、①欄へ記入する(最高40,000円)
- B欄の金額を「計算式Ⅱ(旧保険料等用)」で計算し、②欄へ記入する(最高50,000円)

5 最終的な保険料控除額を記入する

- ①欄と②欄の合計を③欄に記入する(40,001円以上でも最高40,000円)
- ②欄と③欄の大きい方の金額を④欄に記入する

6 各区分ごとの保険料控除を合計する

- ①②③の金額を合計して記入する(合計が120,001円以上でも最高120,000円)

給与所得者の保険料控除申告書 (記入例)

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間等	契約者の氏名	受取人の氏名	新旧区分	保険料等の金額	控除額
第一生命	定期保険特約付終身保険(S62)	終身	第一 太郎	第一 花子 妻	新	55,000	55,000
第一生命	定期保険特約付終身保険(S62)	終身	第一 太郎	第一 花子 妻	旧	140,000	140,000
一般の生命保険料 (a)のうち新保険料等の金額の合計額 A 140,000 (a)のうち旧保険料等の金額の合計額 B 55,000 (a)の金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額 ① 40,000 (a)の金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額 ② 38,750 ①と②のいずれか大きい金額 ④ 40,000							
第一生命	定期保険特約付終身保険(S62)	終身	第一 太郎	第一 花子 妻	新	80,000	80,000
介護医療保険料 (a)の金額の合計額 C 80,000 Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額 ③ 40,000							
第一生命	配当付個人年金保険	10年	第一 太郎	第一 太郎 本人	新	120,000	120,000
個人年金保険料 (a)のうち新保険料等の金額の合計額 D 0 (a)のうち旧保険料等の金額の合計額 E 120,000 (a)の金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額 ④ 0 (a)の金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額 ⑤ 50,000 ④と⑤のいずれか大きい金額 ⑥ 50,000							
計算式Ⅰ(新保険料等用)※ 計算式Ⅱ(旧保険料等用)※ A、C又はDの金額 20,000円以下 (A、C又はD)の金額 25,000円以下 20,001円から40,000円まで (A、C又はD)×1/2+10,000円 25,001円から50,000円まで (B又はE)×1/2+10,000円 40,001円から80,000円まで (A、C又はD)×1/4+20,000円 50,001円から100,000円まで (B又はE)×1/4+25,000円 80,001円以上 一律に40,000円 100,001円以上 一律に50,000円							
生命保険料控除額計(④+⑥+⑦) (最高120,000円) 6 120,000							

生命保険料控除証明書(月払の例)

1件目 「旧制度・新制度」かつ「一般」「介護医療」適用契約

年分(令和 年分) 生命保険料控除証明書 (一般・介護医療用)

適用制度: 旧制度・新制度

契約者: 第一 太郎 様

保険種類: 定期保険特約付終身保険(S62) 保険期間: 終身

証券番号: 1111 組第 111111-1号 配当方法: 積立

契約日: 1992年 8月 5日 払込方法: 口座振替月払

年 月までのお払込額を以下のとおり証明します。

分類	保険料(A) 円	配当金(相当額)(B) 円	証明額(A-B) 円
旧制度 一般	75,000	20,000	55,000
新制度 一般	105,000	0	105,000
介護医療 介護医療	45,000	0	45,000

※以下の「申告額」欄から転記する

分類	年間保険料(a) 円	配当金(相当額)(b) 円	申告額(a-b) 円
旧制度 一般	75,000	20,000	55,000
新制度 一般	140,000	0	140,000
介護医療 介護医療	80,000	0	80,000

2件目 「旧制度」かつ「年金」適用契約

年分(令和 年分) 生命保険料控除証明書 (個人年金用)

適用制度: 旧制度

契約者: 第一 太郎 様

年金受取人(生年月日 1969年 2月 19日) 第一 太郎 様

保険種類: 配当付個人年金保険 年金支払期間: 10年

証券番号: 2222 組第 222222-2号 配当方法: 積立

契約日: 2007年 9月 1日 年金支払開始日: 2028年 9月 1日 保険料払込期間: 21年

払込方法: 口座振替月払

年 月までのお払込額を以下のとおり証明します。

分類	保険料(A) 円	配当金(相当額)(B) 円	証明額(A-B) 円
年金 110,000	110,000	0	110,000

※以下の「申告額」欄から転記する

分類	年間保険料(a) 円	配当金(相当額)(b) 円	申告額(a-b) 円
年金 120,000	120,000	0	120,000

※上はハガキのイメージです。ご契約を複数お持ちの場合など、レイアウトは上記と異なる場合があります。
※「申告額」欄に表示がない場合は「証明額」欄から転記ください。

申告書（記入例）

保険会社等 の名称	保険等の 種類	STEP 1 保険等の 期間	STEP 1 被保険者の氏名	STEP 2 保険金等の受取人		新・旧 の区分	STEP 2 あなた等から支払った 保険料の金額 (a)	給与の 支払者の 確認
				氏名	あなたとの 関係			
コープ共済連	生命共済	1年	共済 愛子	共済 愛子	本人	新・旧	(a) 3,032 円	
						新・旧	(a)	
						新・旧	(a)	
						新・旧	(a)	
(a)のうち新保険料 等の金額の合計額		A	この金額を下の計算式Ⅰ（新保険 料等）に当てはめて計算した金額		①	(最高40,000円)	計（①＋②）	③ (最高40,000円)
(a)のうち旧保険料 等の金額の合計額		B	この金額を下の計算式Ⅱ（旧保険 料等）に当てはめて計算した金額		②	(最高50,000円)	②と③のいずれ か大きい金額	④ 3,032 円
コープ共済連	生命共済	1年	共済 愛子	共済 愛子	本人		(a) 15,131 円	
							(a)	
							(a)	
(a)の金額の合計額		C 15,131 円	この金額を下の計算式Ⅰ（新保険 料等）に当てはめて計算した金額		②	(最高40,000円)		
							(a)	
							(a)	
							(a)	
(a)のうち新保険料 等の金額の合計額		D	この金額を下の計算式Ⅰ（新保険 料等）に当てはめて計算した金額		④	(最高40,000円)	計（④＋⑤）	⑥ (最高40,000円)
(a)のうち旧保険料 等の金額の合計額		E	この金額を下の計算式Ⅱ（旧保険 料等）に当てはめて計算した金額		⑤	(最高50,000円)	⑤と⑥のいずれ か大きい金額	⑦
計算式Ⅰ（新保険料等）※		計算式Ⅱ（旧保険料等）※						
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式		
20,000円以下		A、C又はDの金額		25,000円以下		B又はEの金額		
20,001円から40,000円まで		(A、C又はD) × 1/2 + 10,000円		25,001円から50,000円まで		(B又はE) × 1/2 + 12,500円		
40,001円から60,000円まで		(A、C又はD) × 1/4 + 20,000円		50,001円から100,000円まで		(B又はE) × 1/4 + 25,000円		
60,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円		
								生命保険料控除額 計（③＋⑥＋⑦） (最高120,000円)
								18,163 円

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

※この申告書は、令和4年7月時点の国税庁ホームページに掲載されている「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいているものです。実際の申告には、令和4年分をご利用ください。

控除証明書（共済掛金払込証明書）

令和4年分 共済掛金払込証明書			
契約者	共済 愛子 様		
被共済者	共済 愛子 様		
商品名	《たすけあい》		
契約番号	12345678	契約締結日	2021年 1月31日
払込方法	月 払	共 済 期 間	1年間
掛 金 額	2,000円	保険等の種類	生命共済
新制度			
5月までの払込済掛金額	1,992円	一般の生命保険料控除	10,086円
本年払込予定金額（A）	3,984円	介護医療保険料控除	19,892円
本年対象割戻金額（B）	952円		4,761円
申告額（A）－（B）	3,032円		15,131円
・本年払込予定金額（A）から、本年対象割戻金額（B）を差し引いた金額が生命保険料控除の額（となります）。 ・ご契約によっては、（払込済掛金額）や（本年払込予定金額（A））が掛金額と合わない場合があります。			
ご加入コースには住宅災害の保障がついており、その分の掛金は生命保険料控除の対象となりません。上ので、本証明書では住宅災害部分の掛金・割戻金を除いた申告額を作成しています。			
証明者		日本コープ共済生活協同組合連合会	
証明の期日		（名称：コープ共済連）	
証明：2022年 8月 6日 申告の際は、裏面をご参照ください。			